

「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における  
多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」  
の実行と今後の取組について

令和 5 年 8 月 22 日

廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議

ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議

## I. 基本方針の実行について

- ① 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の廃炉を着実に進め、福島の復興を実現するためには、ALPS 处理水<sup>1</sup>の処分は決して先送りできない課題であり、令和3年4月13日、第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議で決定された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）において、福島第一原発における廃炉・汚染水・処理水対策を安全かつ着実に進めていくため、各種法令等を遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、ALPS 处理水の処分を行うこととした。
- ② ALPS 处理水の処分方法としては、各国の放射線防護基準において広く参照されている国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）の勧告に沿って従来から定められている規制基準を厳格に遵守することを前提に、国内で放出実績がある点やモニタリング等を確実かつ安定的に実施可能な点を評価し、海洋放出を選択した。また、東京電力は、海洋放出を実際に行う前に、その詳細な計画や必要な設備等の設置について、原子力規制委員会の認可を得た上で、海洋放出を実施することとし、政府は東京電力に対し、2年程度後に ALPS 处理水の海洋放出を開始することを目指に、具体的な放出設備の設置等の準備を進めることを求めた。
- ③ なお、公衆や周辺環境の安全を確保するため、海洋放出は、東京電力が ICRP の勧告に沿って定められている規制基準を厳格に遵守するとの前提の下、国際慣行に沿った形で実施することとしている。その際、関連する国際法や国際慣行を踏まえた措置を講じることとしている。
- ④ また、ALPS 处理水の海洋放出に伴う、水産業を始めとした関係者における特有の課題を幅広く継続的に確認し、必要な対策を検討するための枠組みとして、新たに「ALPS 处理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」（以下「ALPS 関係閣僚等会議」という。）を設置し、令和3年4月16日に第1回の会議を開催して以降、同会議のもと、必要な対策について検討するとともに、政府一丸となって、対策の実行に取り組んできた。
- ⑤ さらに、海洋放出を国際原子力機関（以下「IAEA」という。）が定めた国際安全基準に従って実施することを確保するため、IAEA のレビューを受けることとした。

<sup>1</sup> 多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。

- ⑥ 令和5年1月13日に開催した第5回ALPS関係閣僚等会議においては、安全確保と風評対策のために必要な具体策のメニューは概ね出揃ってきているとの認識の下、海洋放出設備工事の完了、工事後の原子力規制委員会による使用前検査やIAEAの包括的報告書等を経て、具体的な海洋放出の時期は、本年春から夏頃を見込むと示した。
- ⑦ その後も、安全確保、風評対策・なりわい継続支援策の実効性を上げるべく、各対策を進めるとともに、対策内容等について繰り返し説明・対話を重ね、理解醸成活動に注力してきている。
- ⑧ 現時点での準備できる万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じており、ALPS処理水の処分に伴う風評影響の懸念やなりわい継続に対する不安に対処するべく、今後、IAEAによる継続したレビューへの対応や、強化・拡充したモニタリングの実施及び測定結果の分かりやすい情報発信、三陸常磐ものの魅力発信や消費拡大に向けた取組、漁業者を始めとする方々のなりわい継続支援等、II.に掲げる取組を始め、これらの対応に政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組んでいく。このため、漁業者とのフォローアップ体制を構築する。
- ⑨ これらを踏まえ、政府としては、基本方針で示した海洋放出を開始することとし、東京電力に対しては、原子力規制委員会の認可を受けた福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき、速やかに海洋放出の開始に向けた準備を進めるように求める。
- ⑩ 海洋放出の開始は、気象・海象条件に支障がなければ、8月24日を見込む。

## II. 安全確保、風評対策・なりわい継続に係る今後の取組について

- ### 1. 風評を生じさせないための安全確保／国内・国際社会に対する説明・情報発信の取組
- ① IAEAがこれまで実施した各レビューについては、それぞれ報告書<sup>2</sup>が公表されるとともに、それらの結果を総括した安全性確保に関する最終的な結論である「ALPS処理水の安全性レビューに関する包括報告書」（以下「包括報告書」という。）が令和5年7月に公表された。包括報告書において、IAEAは、ALPS処理水の海洋放出に対する取組並びに東京電力、原子力規制委員会及び日本政府による関係の活動は、関連する国際安全基準に合致しているとした上で、現在東京電力により

<sup>2</sup> 第1回安全性レビュー報告書（令和4年4月）、第2回安全性レビュー報告書（令和5年4月）、第1回規制レビュー報告書（令和4年6月）、第2回規制レビュー報告書（令和5年5月）、IAEAによる独立したサンプリング、データの裏付け及び分析活動に関する報告書（令和4年12月）、ALPS処理水の放射性核種分析における第1回目の分析機関間比較結果に関する報告書（令和5年5月）

計画されている ALPS 処理水の海洋放出の人及び環境に与える放射線の影響は無視できるほどとなると結論付けている。また、IAEA の取組や評価に対しては、幅広い地域の国々から、理解、支持の表明が行われている。ALPS 処理水の海洋放出の前後には、IAEA 職員が福島第一原発に常駐し、確認を継続する体制を構築するとともに、国と東京電力が実施する安全確保の取組に関しては、ALPS 処理水の海洋放出前、中、後にわたり、国際専門家を含む IAEA タスクフォースが継続的にレビューを実施することで、第三者が安全性を徹底的に確認する。政府としても IAEA によるレビューに引き続き対応していく。

- ② 原子力規制委員会は、東京電力から申請のあった ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る実施計画の変更認可申請（令和 3 年 12 月受理）については令和 4 年 7 月に、ALPS 処理水の海洋放出設備の運転・保守管理の組織体制等に係る実施計画の変更認可申請（令和 4 年 11 月受理）については令和 5 年 5 月に認可した。さらに、令和 5 年 6 月に工事が完了した ALPS 処理水の海洋放出設備について使用前検査を行い、令和 5 年 7 月に終了証を交付した。原子力規制委員会は、海洋放出設備が使用開始後も必要な機能を有していること及び設備の運用が認可した実施計画に基づいて適切に行われていることを継続して確認していく。東京電力には、安全に係る法令等の遵守に加え、緊張感をもった対応を求める。
- ③ モニタリングについては、これまで頂いた御意見も踏まえ、特に ALPS 処理水の海洋放出直後において海域・水産物モニタリング体制を強化・拡充する計画を策定した。具体的には、福島県沿岸の分析地点の追加及び分析頻度の増加を行うとともに、従来の分析に加え迅速分析を実施することとしている。今後も、強化・拡充したモニタリングの実施に加え、関係機関の測定結果をまとめたウェブサイトの運用を始め、国内外に対し、透明性高く、分かりやすい情報発信に取り組んでいく。東京電力は、モニタリングにより放射性物質の濃度が放出停止判断レベル<sup>3</sup>を超える等の事象が発生した場合には、東京電力が策定した実施計画に基づき直ちに放出を中断することを含め、適切な対応をとる。
- ④ 基本方針の決定以降、これまで 1,500 回以上の説明や意見交換を実施するとともに、テレビ CM や WEB 広告、新聞広告等、全国規模での広報にも取り組んできた。また、韓国、中国、香港、太平洋島嶼国といった個別の国・地域への働きかけや説明会の実施、国際会議等での発信・海外の報道機関への情報提供を含め、国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い丁寧な情報発信を実施してきた。今

<sup>3</sup> 東京電力が定めている「放出停止」を判断する際の指標。海水中のトリチウム濃度について、放水口付近においては 700 ベクレル/リットル、放水口付近の外側においては 30 ベクレル/リットルと設定。

後も、ALPS 处理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し国内外への情報発信を継続するとともに、悪意ある偽情報が国際社会で流布することがないよう、迅速に必要な対応を講じていく。日本産食品の輸入規制について、ALPS 处理水の海洋放出を理由とした新たな措置が講じられないよう、また、現行の規制が早期に撤廃されるよう、政府一丸となって取り組んでいく。

## 2. 風評に打ち勝ち、安心してなりわいを継続・拡大するための取組

- ① 令和 5 年度予算において、生産性向上や担い手確保のための支援等、被災地の水産業を始めとする支援策を拡充・強化するとともに、将来にわたり安心してなりわいが継続できるよう、令和 4 年度第 2 次補正予算において ALPS 处理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援の 500 億円の基金を措置しており、こうした制度を活用いただけるよう、事業内容を丁寧に説明し、実情に応じた支援ができるよう取り組んでいく。
- ② 令和 4 年 10 月には、より多くの方に三陸常磐ものの魅力を知ってもらうためのキャンペーンを開始した。引き続き、首都圏や三陸常磐地域においてイベント・フェアを実施する等、三陸常磐ものの魅力発信に取り組んでいく。
- ③ 令和 4 年 12 月に消費拡大を図るべく立ち上げた官民連携の枠組みである「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）には、現在 1,000 者を超える企業等が参加しており、こうした参加企業等に消費を呼びかけるとともに、令和 5 年 7 月から実施している「三陸・常磐ウイークス」を始め、産業界や政府関係機関、全国の自治体において、三陸常磐ものの継続的な消費拡大を進めていく。
- ④ 小売業界からは、ALPS 处理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものをこれまでどおり取り扱っていきたいとの考え方を表明していただいており、政府としても、事業者に活用いただける統一的な説明資料の提供やモニタリング結果を含む情報発信等、全国の消費者が安心感を持って三陸常磐ものを購入できる環境に向けた取組を実施していく。
- ⑤ 中小企業支援策や観光支援策について、より効果的・効率的に活用いただけるよう、事業内容の説明や個別相談等のきめ細かな対応を行うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）、よろず支援拠点及び公益社団法人福島相双復興推進機構等を通じて、個別事業者等の要望を踏まえた施策活用に向けた支援を実施していく。

- ⑥ 被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援について、「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づく取組を着実に進めていく。また、観光業への風評影響の懸念を払拭するべく、三陸常磐地域における集中的なイベント実施やブルーツーリズムの推進等を通じた観光需要創出にも取り組んでいく。
- ⑦ また、中小機構やJETRO等の支援機関や関係府省庁が連携し、風評発生時にも事業者等の状況に応じ機動的に対応できる体制を構築している。具体的には、各所に相談窓口を設置するとともに、支援機関等が連携し、新販路開拓や事業転換等に向けたアドバイザー派遣を実施する等、迅速な事案の把握と丁寧な対応に努める。加えて、ネットワーク等による国内消費拡大を加速させるとともに、海外市場開拓のため、支援機関等による国内外の食品見本市等への出展支援や政府間の働きかけ等を行う。また、セーフティネット対策として、令和3年度補正予算において措置した300億円の需要対策基金を活用し、水産物の販路拡大、一時的買取り・保管への支援を行うとともに、地域や業種を限定しない個別の事情に応じた適切な賠償を行うよう東京電力を指導する。
- ⑧ さらに、ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国による科学的根拠のない輸入規制措置等への対策として、状況に応じて、水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、海外でのプロモーションや商談会の開催等の新たな輸出先の開拓等、臨機応変な対策を講じ万全を期す。

### 3. 将来技術（汚染水発生抑制、トリチウム分離等）の継続的な追求

- ① 汚染水発生量は、雨水の浸透防止のための敷地舗装、地下水を汚染源に近づけないための凍土壁の設置やサブドレンによる地下水汲み上げ等の重層的な対策により、2022年度に約90m<sup>3</sup>/日（対策実施前の1/6程度）を達成した。今後も、1～4号機建屋周辺の敷地舗装範囲の拡大や、局所的な建屋止水等を計画的に進めることで、汚染水発生量の更なる抑制に向けた取組を継続し、2028年度に約50～70m<sup>3</sup>/日まで低減を目指す。
- ② 東京電力によるトリチウム分離技術の公募においては、第1期～第3期のうち10件についてフィージビリティスタディを開始する等、実用化に向けた検討を進めている。引き続き実用化に向けた検討を進めていくとともに、国としても、文献等の確認や東京電力の技術公募を通じて国内外の最新の動向を注視していく。